



和歌山市公報

令和5年（2023年）9月15日
第1759号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
48	和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・（住宅第1課）	2

【告示】

358	市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	2
359	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	2
360	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	3
361	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	4
362	健全化判断比率の公表・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	4
363	資金不足比率の公表・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	5
364	公示送達（令和5年度市民税県民時納税通知書）・・・・・・・・（市民税課）	5
365	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	5
366	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定居宅介護支援に係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	5
367	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	6
368	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	6
369	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	6
370	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	7
371	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	7

【公告】

○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・（地籍調査課）	7
○	開発行為に関する行為の完了・・・・・・・・（都市計画課）	8
○	道路位置の指定・・・・・・・・（建築指導課）	8
○	和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線及び海南都市計画道路事業3・3・113号岡田大野中線の都市計画の図書の写しの縦覧・・・・・・・・（道路政策課）	8

【選挙管理委員会告示】

64	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	9
----	--	---

【教育委員会告示】

17	教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課）	9
----	---------------------------------	---

【農業委員会公告】

○	農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局）	9
---	--------------------------------------	---

- 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 10

【 企業局規程 】

- 12 和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（企業総務課） 10

【 企業局告示 】

- 28 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の効力を停止した者・・・・（企業総務課） 14
- 29 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の効力を停止した者・・・・（企業総務課） 14
- 30 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・（企業総務課） 14

【 規 則 】

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第48号

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例（令和5年条例第22号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、令和5年12月1日とする。

（令和5年9月15日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第358号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月4日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和5年9月11日
- 2 場所 和歌山市議会議場

（令和5年9月4日揭示済）

和歌山市告示第359号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年9月7日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年8月18日、同月26日及び同月28日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年8月22日

- 2 移動し、保管した理由
和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため
- 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年9月7日揭示済)

和歌山市告示第360号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年9月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、和歌山市中央卸売市場、南太田公園及び宮北公園	令和5年8月17日、同月21日、同月22日、同月29日、同月30日及び同月31日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年9月7日揭示済)

和歌山市告示第361号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年9月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年9月11日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年5月27日	令和5年6月8日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年5月25日	令和5年6月8日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年5月23日	令和5年6月8日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び高津公園	令和5年5月19日、同月22日、同月26日及び同月31日	令和5年6月8日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年9月7日揭示済)

和歌山市告示第362号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年

度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.4	95.0
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[30.00]	[35.0]	

備考 ()内は早期健全化基準、[]内は財政再生基準である。

(令和5年9月15日揭示済)

和歌山市告示第363号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
卸売市場事業特別会計	10.0	20.0
土地造成事業特別会計	95.1	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

(令和5年9月15日揭示済)

和歌山市告示第364号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和5年度 市民税県民税納税通知書
(別紙省略)

(令和5年9月15日揭示済)

和歌山市告示第365号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第85条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 11913	株式会社恵み	訪問看護ステーションおり鶴 和歌山市中之島375-9	居宅介護支援	令和5年8月3日

(令和5年9月15日揭示済)

和歌山市告示第366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定をしたので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14578	株式会社ソワン	ヘルパーステーションつむぎの里 和歌山市鷹匠町6丁目34番9	訪問介護	令和5年9 月1日
30701 14586	株式会社生活応援 Do	らいふこーる 和歌山市中583-171	居宅介護支援	令和5年9 月1日
30701 14594	株式会社文珠	ホームケア小人町 和歌山市小人町5番地 県貿ビル3F	訪問介護	令和5年9 月1日
30701 14602	株式会社M's style	ダイバーシティ島橋 和歌山市島橋東ノ丁2-22	訪問介護	令和5年9 月1日

(令和5年9月15日掲示済)

和歌山市告示第367号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定に係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01746	株式会社成幸 和歌山市出島472番地の5 堀田健一 和歌山市出島472番地の5	デイサービス 成幸出水 和歌山市出水 43-8	地域密着型通所 介護	令和5年9 月1日

(令和5年9月15日掲示済)

和歌山市告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14578	株式会社ソワン	ヘルパーステーションつむぎの里 和歌山市鷹匠町6丁目34番9	予防給付型訪問 サービス	令和5年9 月1日
30701 14602	株式会社M's style	ダイバーシティ島橋 和歌山市島橋東ノ丁2-22	予防給付型訪問 サービス	令和5年9 月1日
30714 01412	社会福祉法人渉久 会	デイサービス・トレーニングセン ターこんにちはKainan 和歌山県海南市且来101-3	予防給付型通所 サービス	令和5年9 月1日
30901 01746	株式会社成幸	デイサービス成幸出水 和歌山市出水43-8	予防給付型通所 サービス	令和5年9 月1日

(令和5年9月15日掲示済)

和歌山市告示第369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションなごみ	和歌山市布施屋603-1 ベルハウス布施屋II205号室	訪問看護	令和5年9月1日
マロウ訪問看護ステーション	和歌山市松江北5丁目566-31	訪問看護	令和5年9月1日

（令和5年9月15日揭示済）

和歌山市告示第370号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いのうえケアセンター訪問看護	和歌山市土佐町2丁目20-1	和歌山市湊4-1	和歌山市土佐町2丁目20-1	令和4年4月1日

（令和5年9月15日揭示済）

和歌山市告示第371号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
坂部 匡彦	小児科	肢体不自由	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通4丁目21番地	令和5年9月1日
出口 真彰	外科	ぼうこう・直腸機能障害	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45番地	令和5年9月1日

（令和5年9月15日揭示済）

【 公 告 】

和歌山市吉礼の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年9月4日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和5年9月4日から同月25日まで（21日間）

- 3 閲覧場所 和歌山市役所西山東支所（和歌山市吉礼342-2）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所西山東支所においては令和5年9月4日から同月11日までの間（同月10日を除く。）、9時30分から16時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては令和5年9月12日から同月25日までの間（同月16日から同月18日、23日及び24日を除く。）、9時から17時まで行うこととする。

(令和5年9月4日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年9月11日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字前之坪771番1、771番2、773番2の一部、里道、水路	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘

(令和5年9月11日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年9月13日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年9月11日 和建指第2744号	和歌山市有家 字荒反田25 9番の一部	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘	6.20m × 81.92m 81.92m

(令和5年9月13日揭示済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の認可図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年9月14日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線及び海南都市計画道路事業3・3・113号岡田大野中線
- 2 縦覧場所
和歌山市都市建設局道路河川部道路政策課
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(令和5年9月14日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第64号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年9月7日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年9月15日（金）午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 裁判員候補者予定者名簿を調製するについて
 - (3) 検察審査員候補者予定者名簿を調製するについて

（令和5年9月7日揭示済）

【 教育委員会告示 】**和歌山市教育委員会告示第17号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年9月4日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和5年9月7日（木）午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 令和5年度和歌山市教育功労者表彰について
 - (2) 工事請負契約の締結について
 - (3) 令和6年度和歌山市立和歌山高等学校各課程・学科の募集定員について
 - (4) 令和6年度使用和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書の採択に係る教育委員会会議議事録について
 - (5) その他

（令和5年9月4日揭示済）

【 農業委員会公告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年9月6日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

- 1 開催日時
令和5年9月11日 13時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局 会議室
- 3 審議案件

- (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する事業計画の決定について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について

(令和5年9月6日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年9月11日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和5年9月11日揭示済)

【 企 業 局 規 程 】

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年9月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第12号

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業会計規程（昭和39年水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を次のように改める。

- 4 物品取扱員は、経理課以外の課にあつては庶務担当班長をもって充て、経理課にあつては課長が指名する職員とし、その所管の業務に係る棚卸資産及び物品の保管に関する事務を行う。ただし、次の表の左欄に掲げる課において課長が必要と認める場合は、課の庶務担当班長のほか、同表の右欄に規定する職員をもって充てることができる。

課	物品取扱員に充てることのできる職員
営業課	和歌山市企業局組織規程（平成12年水道局規程第2号。以下「組織規程」という。）第4条の2第4項各号に規定する班の班長
上・工業用水道管理課	組織規程第4条の3第4項各号に規定する班の班長（場長及び所長を含む。）
終末処理場管理課	組織規程第4条の4第3項各号に規定する班の班長（場長を含む。）


第39条第1項第4号中「単価」の次に「、軽減税率の対象品目である旨（軽減税率の対象品目である場合に限る。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (6) 適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者が交付した適格請求書については、前各号に定めるもののほか、登録番号、税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率、税率ごとに区分した消費税額

第15号様式の6を次のように改める。

第15号様式の6

納入通知書兼領収証書

年度		年度		年度	
調定番号	納入者	調定番号	納入者	調定番号	納入者
款	項	款	項	款	項
目	節	目	節	目	節
細	節	細	節	細	節
金額	額	金額	額	金額	額
納期	限	納期	限	納期	限
摘要	要	摘要	要	摘要	要
和歌山市企業局指定金融機関（ ）へ 上記のとおりお納めください。 年 月 日 和歌山市公営企業管理者					
			領収日付印		
上記の金額を領収しました。					

納入者において大切に保管してください。

領収済通知書

年度		年度		年度	
調定番号	納入者	調定番号	納入者	調定番号	納入者
款	項	款	項	款	項
目	節	目	節	目	節
細	節	細	節	細	節
金額	額	金額	額	金額	額
納期	限	納期	限	納期	限
摘要	要	摘要	要	摘要	要
上記の金額を領収しましたので通知します。 (宛先)和歌山市企業局 企業出納員					
			領収日付印		

指定金融機関→担当課

収納伝票

年度		年度		年度	
調定番号	納入者	調定番号	納入者	調定番号	納入者
款	項	款	項	款	項
目	節	目	節	目	節
細	節	細	節	細	節
金額	額	金額	額	金額	額
納期	限	納期	限	納期	限
摘要	要	摘要	要	摘要	要
領収日付印					

(和歌山市企業局)受付金融機関保管

第16号様式を次のように改める。

第16号様式

払込書兼領収証書

年度		
調定番号		
納入者		
款		
項		
目		
節		
細節		
金額		
納期限	年 月 日	
摘要		
和歌山市企業局指定金融機関()へ上記のとおり払い込みます。		
年 月 日		
		領収日付印
上記の金額を領収しました。		

領収済通知書

年度		
調定番号		
納入者		
款		
項		
目		
節		
細節		
金額		
納期限	年 月 日	
摘要		
上記の金額を領収しましたので通知します。		
(宛先)和歌山市企業局 企業出納員		
		領収日付印

指定金融機関→担当課

収納伝票

年度		
調定番号		
納入者		
款		
項		
目		
節		
細節		
金額		
納期限	年 月 日	
摘要		
		領収日付印

(和歌山市企業局)受付金融機関保管

第27号様式を次のように改める。

第27号様式

口座振替申出書

年 月 日

(宛先) 和歌山市公営企業管理者

私に対する支払金については、次の内容により支払いを受けたいので申し上げます。
 なお、記載内容を変更しない限り、毎年度引き続き支払いください。

処理区分	1 新規	変更・廃止の場合はその理由	相手方番号	種別
	2 変更			
	3 廃止			

「契約書・請求書のとおり記入・押印してください」

名称	フリガナ		代表者印又は個人印
	法人名又は個人名		
	代表者役職名		
	代表者名		
登録番号	T:		会社印等

※ ハイフン(-)を省いてご記入下さい。

住所・所在地等	郵便番号		※ 印鑑については、契約書・請求書と同一のものを押印して下さい。
	住所又は所在地	都 道 府 県	
	方 書		
	電話番号		

通常振込先口座	金融機関名	銀行・金庫・農協・信用金庫	本店・支店・その他
	預金種目	1 普通預金 2 当座預金 4 貯蓄預金 9 その他 (預金)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

工事前払金専用口座	金融機関名	銀行・金庫・農協・信用金庫	本店・支店・その他
	預金種目	1 普通預金	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

市役所 使用欄	所属名	
	担当者	連絡先

附 則

- この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の和歌山市公営企業会計規程の様式による用紙は、この規程による改正後の和歌山市公営企業会計規程の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

(令和5年9月15日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第28号

和歌山市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号）第38条の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の効力を停止した者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第5号の規定により告示する。

令和5年9月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定効力の停止期間	登録番号
和歌山県和歌山市平岡283番地 平岡ポンプ水道店 代表者 平岡卓治	平岡ポンプ水道店	和歌山県和歌山市平岡283番地	令和5年9月11日 から令和5年11月 10日まで	第77号

(令和5年9月8日揭示済)

和歌山市企業局告示第29号

和歌山市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号）第38条の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の効力を停止した者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第5号の規定により告示する。

令和5年9月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定効力の停止期間	登録番号
和歌山県和歌山市市岩橋1153番地10 大家設備 大家孝太	大家設備	和歌山県和歌山市市岩橋1153番地10	令和5年9月15日 から令和5年11月 14日まで	第241号

(令和5年9月11日揭示済)

和歌山市企業局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和5年9月12日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市口須佐80番地1 株式会社藤島建設 代表取締役 齋藤寛史	株式会社藤島建設	和歌山市新中島155番地の3	令和5年8月4日	第485号
和歌山市打越町2番26号	株式会社周和	和歌山市打越町	令和5年8	第473

株式会社周和設備 代表取締役 重成周吾	設備	2番26号	月24日	号
和歌山県海南市下津町下238番地の2 大崎産業株式会社 代表取締役 田中義人	大崎産業株式 会社	和歌山市中島4 07番地9	令和5年8 月25日	第475 号
和歌山市西浜921番地 株式会社大西工業 代表取締役 大西洋一	株式会社大西 工業	和歌山市西浜9 21番地	令和5年8 月31日	第514 号

(令和5年9月12日揭示済)